



「マイナンバーカード」を健康保険証として利用しましょう

マイナ保険証には、健康保険証よりもさまざまなメリットがあります。

利用時のメリット

1. データに基づく最適な医療が受けられます

過去に処方された薬や、特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

また、マイナ保険証を利用し、医師などと過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時などに医療機関・薬局での窓口負担が軽減されます。

2. 高額療養費制度の申請が不要になります

マイナ保険証を利用することで、限度額適用認定証を申請していなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが不要となります。(ただし、長期入院該当による食事代の減額を受けるためには、これまでどおり申請が必要です。)

※マイナ保険証を利用している場合も、社会保険の加入や脱退の届け出が必要です。
転入・転出、加入・脱退などの際には、忘れず届け出をしましょう。

マイナ保険証を利用するためには、次の2つの準備が必要です

① マイナンバーカードを申請
(マイナンバーカードを持っていない人)

次の①～④の方法、場所で申請できます

- ①オンライン(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵送
- ③まちなかの証明写真機
- ④市役所市民課窓口

申請方法の
詳細はこちら

② マイナンバーカードを健康保険証として
登録 ※登録には4ケタの暗証番号が必要です

次の①～④の方法、場所で登録できます

- ①マイナポータル
- ②セブン銀行ATM
- ③医療機関・薬局の受付
- ④市役所市民課窓口

登録方法の
詳細はこちら



問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178
(受付時間：平日…午前9時30分～午後8時 土日祝…午前9時30分～午後5時30分)
市役所市民課市民係(内線132・137・138)

生活困窮者の自立に向けた伴走支援を行っています

SDGs GOAL 3 すべての人に
健康と福祉を

市では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活にお困りの人を支援するため、市社会福祉協議会と一般社団法人スナフキン・アンサンプルに支援事業を委託しています。

生活全般に困りごとがある人は、お気軽にご相談ください。

事業名	自立相談支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業
内容	困りごとを一緒に整理し、解決に向けた選択肢を考えます。 必要場合は、適切な関係機関へつなぎ、切れ目のないチーム支援をします。	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援などを行い、早期の生活再生を支援します。	「他の人とコミュニケーションがうまくいかない」「社会との関わりが不安」など、直ちに就労が困難な人に、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
相談先	市社会福祉協議会(くらし応援窓口) ☎0192(54)5151 メール：info@rikutakashakyo.jp	LINEでも相談できます 	(一社)スナフキン・アンサンプル ☎0192(22)8465 メール：info@uwc-rikuzentakata.net

問い合わせ先

市役所福祉課福祉係(内線261)



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

SDGs GOAL 3 すべての人に
健康と福祉を

SDGs GOAL 16 平和と公正を
すべての人に

保険証の取り扱いが変わりました

従来の健康保険証は、昨年12月に発行が終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」に移行しました。今後、医療機関などを受診する際は、「マイナ保険証」をご利用ください。

マイナ保険証をご利用の人には、加入している健康保険の内容がわかる「資格情報のお知らせ」を7月下旬に送付しています。

また、マイナ保険証をお持ちでない人(マイナンバーカードを持っていない、保険証として利用登録していない人)や、後期高齢者医療制度に該当する人には、従来の保険証と同じように使用できる「資格確認書」を7月下旬に送付しています。

●加入している健康保険の内容を確認するための書類一覧

制度の種類	国民健康保険		後期高齢者医療制度
マイナ保険証	登録済の人	未所持または未登録の人	—
内 容	資格情報のお知らせ 	資格確認書 	資格確認書
役 割	- 加入している健康保険の内容を確認するためのもの ※医療機関などでマイナ保険証を利用できないときに提示を求められる場合があります。右下部分を切り取りマイナンバーカードと一緒に保管してください。		- 従来の保険証と同じように使用するもの ※後期高齢者医療制度の資格確認書は、マイナ保険証の所持に関わらず送付しております。

マイナンバーカードの有効期限にご注意ください

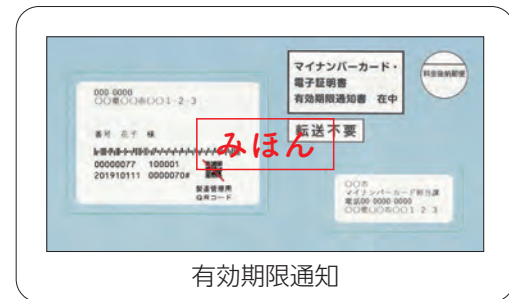
マイナンバーカードには、カード本体とカードに搭載されている電子証明書の2つにそれぞれ有効期限があります。

- ①マイナンバーカード本体…発行から10回目(未成年者は5回目)の誕生日
- ②電子証明書…発行から5回目の誕生日
※電子証明書：本人であることを電子的に証明する機能

●電子証明書の有効期限3カ月前に更新の案内を送付しています。早めの更新をお願いします。

地方公共団体情報システム機構では、皆さんの電子証明書の有効期限3カ月前から、更新を案内する有効期限通知書を送付しています。電子証明書を更新せずに医療機関を受診しても、有効期限の3カ月後まではマイナ保険証として利用可能ですが、健康保険証以外の機能は利用できず、3カ月を過ぎると健康保険証としても利用できなくなりますので、早めに更新の手続きをお願いします。

出典：地方公共団体情報システム機構



有効期限通知